現代では、時短勤務や在宅ワーカー、フリーランス、介護等休業、半育休など、様々な働き 方があり、企業には、従業員個々に応じた、格差のない雇用条件の策定が求められます。雇用 主と従業員が気持ちよく働く環境を整備するためのポイントを、分かりやすく解説いたします。

2018年9月6日(木) 13:30~17:00

会場

広島商工会議所 2階 202号室

広島市中区基町 5-44 <u>※駐車場·駐輪場はありません。</u>

経営者、管理職、人事・労務担当者など

参加料 会員(広島) 会議所 5,140 円、一般 10,280 円

※テキスト代・消費税を含みます。

申込方法 本申込書によりFAXにてお申込みください。 講座実施日の2週間前より順次、受講証と請求書を参加者に送付い たしますので。期日までに本所あて参加料をお振込みください。 ※会場定員数に到達次第、申込受付を終了いたしますので、お早めに <u>お申込みください。</u>

石嵜·山中総合法律事務所 パートナー 弁護士



◆プロフィール◆

東洋大学法学部卒業後、2001年司法試験に合格。 2003 年に第一東京弁護士会に弁護士登録をされ、石 嵜・山中総合法律事務所に入所。以後、民法、労働法を 中心とした企業法務を手がけている。2015 年パートナー に就任。

著書「労働紛争リスク回避のポイント~雇用管理のリ スクマネジメント~」(労働調査会)、「あなたは労働者か 事業者か~その判断基準と人件費コスト削減の限界~」 (労働調査会)など

お問合せ・お申込先 広島商工会議所 中小企業振興部人材開発チーム田上(たがみ) 〒730-8510 広島市中区基町 5-44 TEL(082)222-6691 FAX(082)222-6006 Email:hiroshima@hiroshimacci.or.jp

労働条件策定の基礎理論と働き方改革法成立 による労働条件策定に関する実務への影響

- 1) 労働条件と契約自由の原則の関係
- (2) 労働基準法・最低賃金法による労働条件の下限規制
- (3) 就業規則・労働協約による労働条件の規制
- (4)不合理な労働条件の禁止
- (5) 働き方改革法案による同一労働同一賃金実現の目的・背景
- (6)待遇差説明義務
- (7) 待遇差解消のために通常労働者の労働条件 を下げることはできるか

2. 契約社員の労働条件

- (1) 6月に予定されているハマキョウレックス 事件最高裁判決の内容とその影響
- (2) 差別的取扱いの禁止と不合理な取扱いの禁止の違いは
- (3) 不合理な取扱いの禁止において比較対象と なる「通常の労働者」とは
- (4) 不合理な取扱い禁止の判断要素とは ア「業務の内容、業務に伴う責任の程度(職務の内容)」 イ「職務の内容及び配置の変更の範囲」 ウ「その他の事情」
- (5) 各労働条件の検討
 - ア 基本給 イ 手当 ウ 賞与 エ 退職金オ 福利厚生 カ 教育訓練 キ 安全管理 ウ 賞与 エ 退職金
- (6) どの程度の金額差が「不合理」となるのか。
- (7)無期転換した契約社員の労働条件は どのような法的評価の対象となるのか

3. 定年後再雇用の労働条件

- (1)6月に予定されている長澤運輸事件最高裁判決の内容とその影響(退職金、年金の 支給、高年齢者雇用継続給付を労働条件差 の理由とすることができるか)
- (2) 定年延長をした場合、60歳以降の労働 条件はどのような法的評価の対象となるのか
- (3) 高年法の趣旨に反する再雇用時の労働条件とは (九州惣菜事件最高裁判決、トヨタ自動車 事件高裁判決を前提として)

4. パートタイマーの労働条件

- (1) 有期労働契約を締結しているパートタイマー の労働条件に適用される判断基準は
- (2) 年収の壁は労働条件の相違の理由となるか

5. 派遣社員の労働条件

- (1)派遣労働者の待遇に関する法改正の内容は
- (2)法改正に伴い派遣先が対応すべき内容は何か

FAX 082-222-6006 多様な働き方に対応する労働条件策定のポイント解説講座 参加申込書

	名称									
	所在地	₹		_						
会社	TEL	()	-		FAX	()	-	
	ご担当	※ご記入がない場合、参加者に受講票・請求書を発送いたします								
	業種									
	借 老	,	<u></u>	■ (広良商工会	/提斯/		船。	該出た〇	EU)	

氏 名	所属部署	役 職
参加料(@ 円]) x (<u>名</u>) = (<u>¥</u>	(円)